平成２７年（フ）第９７０号
名古屋市緑区乗鞍３丁目151番地　徳重寮303号
債務者　成田　雅樹
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０７９号
名古屋市西区八筋町70番地　ロイヤルガーデン１Ｂ号、従前の住所名古屋市西区二方町６番地の１　グランマスト上小田井402号
債務者　片桐ゆり子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２５７号
神戸市西区岩岡町岩岡619番地の58　タウンハウス岩岡８－５号、前住所神戸市西区岩岡町岩岡619番地の17
破産者　馳走庵やぶもとこと　籔本　春彦
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第７２号
神戸市長田区神楽町５丁目３番25―712号、開始決定時の住所神戸市西区伊川谷町有瀬812番地の６　１―1007号
破産者　野上　幸宣
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第４号
熊本県山鹿市鹿本町御宇田333番地、前住所熊本県山鹿市山鹿1384番地
破産者　内村　光雄
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第５号
熊本県山鹿市鹿本町御宇田333番地
破産者　内村小代子
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第１４７号
宮城県亘理郡山元町高瀬字西山下10―12、住民票上の住所岩手県久慈市小久慈町第41地割６番地４
破産者　八屋　翔太
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５９５号
埼玉県狭山市狭山12番11号
破産者　高橋　幸男
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１７４６号
愛知県春日井市下市場町３丁目11番地10　Ｃｉｅｌ　Ｂｒａｎｃｈｅ201号、従前の住所愛知県春日井市大留町３丁目２番地３　アクシス401
破産者　吉田　恭子
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７９１号
愛知県春日井市石尾台２丁目８番地19
破産者　菊留　豊治
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２８号
名古屋市中川区小城町２丁目34番地１　エスト小城403号室、住民票上の住所名古屋市港区十一屋２丁目395番地の２　ファミリアーレみなと第５　702号
破産者　小森　英樹
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３７５号
名古屋市千種区楠元町２丁目71番地　トゥアベルティ402号
破産者　村田　大輔
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２号
京都府京都市北区紫竹東栗栖町30―５　コーポラス荒木501、開始決定時の住所京都市北区小山上内河原町37
破産者　倉内　　洋
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２０７号
神戸市長田区駒ケ林町１丁目９番２号
破産者　高山由紀美
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８８号
鹿児島県鹿児島市西坂元町40番８号
破産者　大田　雅美
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１０６号
鹿児島県鹿児島市東郡元町８番10―412号
破産者　池田　　崇
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目37番22号
破産者　柳生　昭弘
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係